

国民健康保険・
後期高齢者医療

4月1日から
外来での高額な
医療費負担を
軽減できます

現在、入院診療での窓口支払いで適用されている「限度額適用」が外来で診療を受けた場合にも適用されます。

外来での医療費が高額になったとき、限度額適用認定証など（限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証）や健康保険証を事前に提示すれば、医療機関などの窓口（同じ医療機関で同じ月）で支払う額が一定の額に抑えられます。

限度額適用認定証などの事前申請が必要な方は、次のとおりです。

〔国民健康保険〕

●70歳未満の方

●70歳以上で、住民税非課税世帯の方

〔後期高齢者医療〕

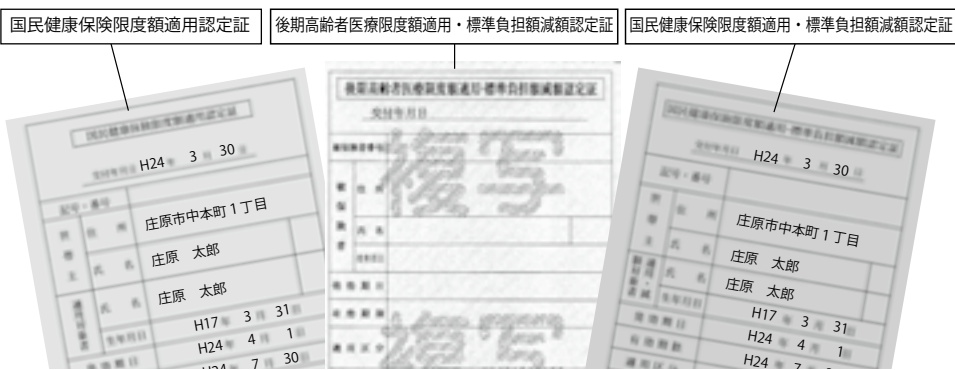
●住民税非課税世帯の方

※事前申請を必要としない方は、現在お持ちの健康保険証の提示で適用されます。

申請方法

保健医療課または各支所市民生活室で受け付けますので、健康保険証と印鑑をご持参ください。

○各認定証の見本



※入院診療で既に限度額適用認定証などをお持ちの方は、有効期限まで改めて申請する必要はありません。

注意

同一医療機関同一月に窓口で支払う額が、下表の自己負担限度額を超える場合に、限度額適用の対象になります。

自己負担限度額(月単位)

| 住民税 | 70歳未満 | | 70歳以上・後期高齢者医療 | |
|-------|----------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------|---------|
| | 区分 | 限度額(外来) | 区分 | 限度額(外来) |
| 課税世帯 | ①上位所得者 (所得が600万円を超える場合) | 150,000円+(医療費-500,000円)×1% 【4回目から83,400円】 | ④現役並所得者 (窓口負担:3割) | 44,400円 |
| | ②一般 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【4回目から44,400円】 | ⑤一般 (窓口負担:1割) | 12,000円 |
| 非課税世帯 | ③低所得者 | 35,400円 【4回目から24,600円】 | ⑥低所得Ⅱ (窓口負担:1割) ⑦低所得Ⅰ (窓口負担:1割) | 8,000円 |

※医療機関ごとに、外来での医療費が高額になったとき、窓口で支払う額を表の限度額までに抑えられます。

※太線で囲まれた方(①②③⑥⑦)は、限度額認定証などの提示が必要です。

※複数の医療機関での外来の窓口負担の合計が限度額を超える場合は、原則高額療養費の支給申請が必要です。

問い合わせ

- 国民健康保険の方は、保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158 または各支所市民生活室
- 後期高齢者医療の方は、保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155 または各支所市民生活室